

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成27年1月16日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成27年1月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 赤岡下地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 福栄地区	〃